

公 告 第 1 号  
令和2年1月31日

サニーピア健康保険組合  
理事長 久保 昌三



令和2年度 任意継続被保険者の標準報酬月額上限額について

任意継続被保険者の標準報酬月額上限については、健康保険法第47条の規定により、前年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額で決定されます。

当組合の令和元年9月30日における平均標準報酬月額は387,257円です。健康保険法第47条第1項第2号及び当組合同規約第43条第2項に基づき、任意継続被保険者の令和2年度標準報酬月額上限額を下記のとおり公告します。

記

1. 標準報酬月額の上限額                    380,000円
2. 適用期間                                令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

以上